

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
に規定する説明書類(平成 21 年 12 月期・平成 22 年 3 月期・同年 6 月期)の訂正について

平成 22 年 5 月 17 日に開示した「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第 7 条第 1 項に規定する説明書類(平成 21 年 12 月期・平成 22 年 3 月期)」並びに同年 8 月 13 日に開示した「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第 7 条第 1 項に規定する説明書類(平成 22 年 6 月期)」の内容について、一部誤りがありましたので、お詫び申し上げますとともに、下記並びに別紙のとおり、訂正させていただきます。

記

●変更基準日

- ・平成 21 年 12 月期
- ・平成 22 年 3 月期
- ・平成 22 年 6 月期

●変更内容(別紙参照)

別表 1

法第 4 条に基づく措置の実施状況

- ・債務者が中小企業である場合
- ・債務者が中小企業者であって、当該中小企業に対し他の金融機関も貸付債を有する場合

別表 2

法第 5 条に基づく措置の実施状況

- ・債務者が住宅資金借入者である場合

●変更理由

設備資金の一環である期限延長（例えば 10 年の設備資金を融資する場合でも契約書上の契約期間は 1 年又は 2 年等とし、期限延長を繰り返す融資方法）等について、集計対象としていましたが、これらを集計対象から外したため

以上

本件についてのお問い合わせ先

SBJ 銀行本店：〒105-6009 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

電話：03-6403-0505

担当：企画部 白・千葉

別表1

法第4条に基づく措置の実施状況
(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	誤		正		誤		正		誤		正	
	平成21年12月末 件数	金額	平成21年12月末 件数	金額	平成22年3月末 件数	金額	平成22年3月末 件数	金額	平成22年6月末 件数	金額	平成22年6月末 件数	金額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	22	5,076	5	1,163	106	21,888	52	9,415	187	41,483	69	11,593
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	22	5,076	5	1,163	106	21,888	52	9,415	187	41,483	69	11,593
うち、実行に係る貸付債権の額	18	4,253	2	955	67	14,119	20	3,544	175	39,275	64	11,356
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	4	823	3	207	38	7,658	31	5,760	11	2,097	4	126
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	1	110	1	110	1	110	1	110
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(金額単位：百万円)

	誤		正		誤		正		誤		正	
	平成21年12月末 件数	金額	平成21年12月末 件数	金額	平成22年3月末 件数	金額	平成22年3月末 件数	金額	平成22年6月末 件数	金額	平成22年6月末 件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る政務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5	814	2	126	16	2,669	17	2,747	21	3,484	17	2,747
うち、実行に係る貸付債権の額	2	72	0	0	3	556	4	633	20	3,373	16	2,636
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後に為された貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	3	742	2	126	12	2,002	12	2,002	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	1	110	1	110	1	110	1	110

